

夜間金庫規定

1. (利用目的)

この夜間金庫は、当店または当組合本支店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口業務取扱時間外に利用してください。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. (使用料)

- (1) 夜間金庫の使用料は別紙記載の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月1日(休日の場合は翌営業日)に、借主が指定した預金口座から、普通預金、総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。
なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によって支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

4. (利用方法)

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類(以下、「証券類」という。)を当組合所定の入金票および通帳等とともに当組合所定の入金袋(以下、「入金袋」という。)に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。
なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

5. (預金への受入処理)

- (1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口業務取扱時間開始後、当組合所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当組合で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当組合で確認した金額によるものとします。
この処理をしたうえは、当組合はその責任を負いません。

6. (入金袋等の返却)

入金袋ならびに通帳等は当組合の受入手続終了後返却しますので窓口業務取扱時間中に来店のうえ受け取ってください。

7. (鍵の保管等)

- (1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行なってください。
- (2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当組合が保管し、入金袋の開閉に使用します。

8. (鍵、入金袋の喪失、き損)

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当店に届けてください。なお、この場合修理費、再製費、または鍵前等の取替えに要する費用を負担してください。

9. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当組合の責めによらない事由により生じた損害については、当組合は責任を負いません。

また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても当組合は責任を負いません。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この夜間金庫は、第11条第2項⑦、⑧、⑨号の一つにでも該当しない場合に利用することができ、第11条第2項⑦、⑧、⑨号の一つにでも該当する場合には、当組合はこの夜間金庫の契約をお断りするものとします。

11. (解約等)

- (1) この契約は、本人または当組合の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。

この場合には、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当店へ返却してください。

なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。

- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。

この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続を取ってください。

第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 本人が使用料を支払わないとき
- ② 本人について相続の開始があったとき
- ③ 本人の責めに帰すべき事由、当組合もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 本人による、不正使用その他相当の事由があるとき
- ⑥ 本人がこの規定に違反したとき
- ⑦ 本人が、夜間金庫申込時にした反社会的勢力ではないことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ⑧ 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ⑨ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為

12. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、入金袋正鍵についても同様とします。

13. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当組合当座預金勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

14. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

2020年4月1日 現在